

答 申 第 71 号
平成 23 年 6 月 27 日

大阪府知事 橋下 徹 様

大阪府環境審議会
会長 奥野 武彦



大気汚染防止法及び水質汚濁防止法改正に関連する大阪府生活環境
の保全等に関する条例の改正について(答申)

平成 23 年 6 月 27 日付け事指第 1139 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

大阪府生活環境の保全等に関する条例改正案

1. 第 37 条 (改善命令等) 関係

○「場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認める」を削除

(理由)

改善命令等の発動要件を見直し、改善命令等をより広く発動できるようにする。

2. 第 39 条 (ばい煙等の濃度の測定)、第 63 条 (排出水の汚染状態の測定等) 及び第 117 条 (罰則) 関係

○第 39 条及び第 63 条の測定に関する「記録」の規定に加え、「保存」の規定を追加

○第 117 条の規定に第 39 条及び第 63 条の規定違反に対する罰則の創設
(理由)

ばい煙量、汚染状態の測定に関して、記録の義務だけでなく、記録の保存も義務付け、違反者に対して罰則を設けることにより測定等の記録の改ざんの防止を図る。

以上の条例改正案を適当と認めます。